

○ 検察審査会において起訴相当又は不起訴不当の議決の
あった事件等の処理について

平成21.5.14 大高企第171号
検事長通達 管内検事正あて

改正 平成21.11.25 大高企第444号

標記の件については、平成21年4月28日付け法務省刑総第622号法務省刑事局長依命通達「刑事訴訟法等の一部を改正する法律の施行並びに事件事務規程及び刑事関係報告規程の一部を改正する訓令の運用について」及び同日付け最高検企第151号次長検事依命通達「検察審査会法の一部改正を行う『刑事訴訟法等の一部を改正する法律』の施行に伴って留意すべき事項について」によるほか、本年5月21日から下記によられたい。

おって、昭和59年6月18日付け日記調第164号当職通達「検察審査会において起訴相当又は不起訴不相当の議決のあった事件の取扱いについて」は、本年5月20日限り廃止する。

記

1 事件の処理

(1) 検察審査会から起訴相当又は不起訴不当の議決書の謄本の送付があった事件（以下「検審事件」という。）は、必要に応じ、
[redacted] 処理するものとする。

(2) 検審事件は、原則として、
[redacted] が処理するものとする。

2 事件の迅速処理と未済事件報告

(1) 起訴相当の議決があった事件は、議決書の謄本の送付がなされた日から2か月以内に、捜査経過、捜査処理上の問題点、処理方針及び処理見込期間等を報告するものとする。

なお、事案複雑、補充捜査の必要等のため、検察審査会法第41条の2第2項に基づき、検察審査会に対し処分に要する期間の延長通知をしたときは、

遅くとも当該延長期間満了日の1か月前までには前同様の報告をするものとする。

- (2) 不起訴不当の議決があった事件については、起訴相当の議決があった事件に準じて迅速に処理するよう配慮し、処理が3か月を超えるに至ったときは、捜査経過等前同様の報告をし、以後2か月ごとに同様の報告をするものとする。

3 事件処理に関する協議について

起訴相当の議決があった事件の処理に当たっては、起訴、不起訴処分維持の別にかかわらず、処分案（起訴状案、不起訴裁定書案）を作成した上、当該事件記録を添えて、あらかじめ当職に協議するものとする。

また、不起訴不当の議決があった事件について、不起訴処分維持を相当と思料するときも同様とする。

4 証拠品処分の留保

不起訴処分に付した事件につき、検察審査会に審査の申立てがあり又は職権による審査が開始された場合において、まだ処理されていない当該事件の証拠品があるときは、緊急の処分を必要とするもの及び証拠として必要のないものを除き、検審事件の終結又は検察審査会の不起訴相当の議決まで、その処分を留保するものとする。

5 検察審査会から建議又は勧告があった場合の措置

検察審査会から検察事務の改善に関し、建議又は勧告があった場合には、速やかに検討し、当該建議又は勧告に基づいて採った措置の有無及びその内容について、同審査会への通知案を作成の上、あらかじめ当職に協議するものとする。